随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
令和7年度機械警備業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　福山　洋 茨城県つくば市立原１番地３	R7.4.1	綜合警備保障株式会社茨城支社 茨城県水戸市柳町一丁目２－５	（建築研究所会計規程第56条第4項第三号） 本業務は、建築研究所の財産の保全及び安全の確保を目的として、実施施設を対象に、外周部のドア、ガラス等の破損開閉を感知する装置、内部への侵入者を感知し表示する装置等、機器をもって機械的な監視を行っており、業務の円滑な運営を図るためには組織として必要不可欠である。 本業務は、既設置の装置類と一体で実施されるものであるが、当該装置類は上記業者が設置したものであり、上記業者以外では当該装置類と一体での業務実施が出来ない。 以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。	¥1,161,600	0	
人事・給与・共済事務システム及びサーバに係る保守管理業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　福山　洋 茨城県つくば市立原１番地３	R7.4.1	株式会社内田洋行ガバメント推進営業部 東京都江東区東陽二丁目3番25号	（建築研究所会計規程第56条第4項第三号） 本業務は、上記システムを円滑に稼働させるための運用支援に加え、国立研究開発法人建築研究所職員給与規程等の改正による給与改定、所得税法等関係法令の改正があった場合のプログラム修正、バージョンアップ、システム及びサーバの障害時復旧対応を内容とする保守業務である。 　システム運用支援、プログラム修正、バージョンアップにはシステムの機構を把握した上での対応が要求されるが、上記システムは、株式会社内田洋行のパッケージソフト「e-ActiveStaff」を使用しており、当該ソフトウェアの著作権は同社が有している。 以上のことから、「国立研究開発法人建築研究所の随意契約について」の２．⑦「電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき」に該当する。 　よって、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第１号及び国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第20条第１項第２号の規定により、上記業者と随意契約するものである。	¥1,267,200	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
国立研究開発法人建築研究所 安全・安心プログラム 実施補助業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　福山　洋 茨城県つくば市立原１番地3	R7.5.1	国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7-22-1	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の遂行に当たっては、第5期中長期目標で要請されている建築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学術論文又はこれと同等以上の水準の文献資料を収集・整理し、抄録（外国語の論文等についても日本語で作成）として取りまとめることで、建築研究所の安全・安心プログラムの進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用することができるようにするほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものである。これらを建築研究所だけで直接実施するのは、膨大な作業が必要となることから、人材等の資源面で困難である。これらの作業を確実かつ効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから本業務を外注しようとするものである。 本業務については、令和7年2月13日に公示し、説明書交付希望及び企画提案書の提出をしたのは、上記業者のみであった。 提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、上記業者が本業務の遂行に必要な能力を有していると判断された。 以上の理由から上記業者を選定し、会計規程第56条第４項第１号の規定により、随意契約するものである。	¥7,999,992	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建物群の面的被害推定や判定結果の統合を行うためのサーバ改修業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　福山　洋 茨城県つくば市立原１番地３	R7.5.26	株式会社エイツー 東京都品川区戸越1－7－1 東急戸越ビル7F	（建築研究所会計規程第56条第4項第三号） 本業務は、建築研究所が実施しているSIP研究課題「スマート防災ネットワークの構築」における「建築センシングデータ収集・集約技術の研究開発」の一環として、建物に設置されたセンサによる観測データを観測サーバから受信して解析し、被災判定を行うサーバ（以下、解析サーバ）、観測装置等が送信する被災判定結果を収集する構造躯体危険度情報収集サーバ（以下、SHM収集サーバ）の改修を行うものである。 解析サーバについては、建築研究所が昨年度の実施業務「クラウド上において建物群の面的被害推定を行うための解析サーバ改修業務」で実装した面的被害推計プログラムに、センサによる被災判定結果や応急危険度判定結果を用いて被害関数を修正する機能を実装すると共に、検証実験やシステムの運用を実施する。 SHM収集サーバについては、複数の地震が同時期に生じた場合でもセンサによる被災判定結果と応急危険度判定結果を統合して整理できるように、大規模地震が発生した際に自動的に関連する地震をグループ化する機能を追加する。いずれのサーバについても、災害時に自治体との連携を想定して被災判定等の災害対応を行うことが想定されており、このようなシステムは他にないと考えられる。 本業務の履行にあたっては、システム全体の機構を把握したうえでの対応が要求されるが、上記業者はシステムを構築し設定を行った唯一の業者であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、業務の適切な実施が難しくなることに加え、システムの安定的な稼働に著しい支障が生じる可能性があり、今後の自治体との連携やシステムの社会実装に支障が生じる恐れがある。 本業務は、被災判定を行う特殊なサーバの改修を行うものであって、当該サーバの構築を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものであり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。	¥4,950,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
被災判定データを用いた建物群の面的被害推計システムの実装支援業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　福山　洋 茨城県つくば市立原１番地３	R7.5.30	株式会社小堀鐸二研究所 東京都港区赤坂六丁目5番30号	（建築研究所会計規程第56条第4項第三号） 本業務は、建築研究所が実施しているSIP研究課題「スマート防災ネットワークの構築」における「建築センシングデータ収集・集約技術の研究開発」の一環として、地震直後に収集される加速度計等のセンサ類によって判定される建物の被災判定データ（小破、中破等の建物の地震後の損傷状況を定量的に示したもの）を用いて、センサを設けていない建物群の被害状況を推計することを目的として構築された面的被害推計システムについて、被災判定を行うサーバへの実装支援や、センサ設置計画の立案支援、過去の震災データを用いた面的被害推計システムの検証等を行うものである。 　本業務の履行にあたっては、一昨年度に実施した「被災判定データを用いた面的被害推計手法の構築業務」、昨年度に実施した「被災判定データを用いた建物群の面的被害推計システム改修業務」において構築したベイズ推定による面的被害推計システムを用いる必要があるが、上記業者は同システムを構築した唯一の業者であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、業務の適切な実施やシステムの稼働に支障が生じる可能性があり、サーバへの実装作業に支障が生じる恐れがある。 本業務は、被災判定データを用いた建物群の面的被害推計を行う特殊なシステムの改修や検討を行うものであって、当該システムの構築を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものであり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。	¥8,999,100	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
高知市内における建築物3棟の 強震観測用ソフトウェアの作成と 実装業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　福山　洋 茨城県つくば市立原１番地３	R7.6.10	株式会社近計システム 大阪市住之江区南港東8－2－ 61	（建築研究所会計規程第56条第4項第三号） 本業務は、現在、建築研究所にて強震観測を実施中の高知市における3棟の建築物について、これら建築物に設置された強震観測装置（(株)近計システム製）をリモートで操作調整し、またこれらから地震記録を建築研究所より通信回線を用いてリモートで回収することを可能とする強震観測用ソフトウェアを作成して3棟の建築物にそれぞれ設置された強震観測装置内のサーバ（Windows PC）に実装するものである。 業務の実施にあたっては、当該強震観測装置の機構を把握した上での対応が要求されるが、本業務の前提となる強震観測装置・ソフトウェアは、各メーカーが独自に開発を行っているものであり、既製品の各メーカー間の互換性は無い。上記業者は、唯一、当該強震観測装置を製造・販売・設置し、当該強震観測装置を稼働させるためのソフトウェアを作成している者であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び地震記録収集の面において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器に対する機能付与又は改修であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 このことから上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 よって、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56 条第4 項第一号の規定により上記業者と 随意契約するものである。	¥7,920,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
待区レベルにおける次世代型太陽電池の導入ポテンシャル推計手順の検討業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　福山　洋 茨城県つくば市立原１番地３	R7.7.9	株式会社日建設計総合事務所 東京都千代田区神田小川町 ３－７－１	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、建築研究所の指定課題「市街地における建築形態と創エネ等に向けた環境確保に関する研究（令和7年度～令和9年度）」の一環として実施する調査業務である。 この研究開発では、2050 年カーボンニュートラルの政府目標実現に向けて、建築物等への導入推進が掲げられているペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池を市街地で普及する際に考慮すべき事項について、GIS 等を活用しながら定量的検証を行うものであり、本業務は、この準備段階での情報収集・整理を行うことを目的とする。研究の主対象とする次世代型太陽電池等の先進的太陽光発電技術については、日進月歩で技術改良、社会実装が進展している為、その最新の動向の整理や発電 効率等の技術的情報の収集について建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。これらの作業を効率的に実施するには、特に太陽光発電技術や都市計画に係る法規制の専門的知見を有する外部機関に作業を依頼することが必要である為、企画競争による企画提案書の招請及びその審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、上記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し、かつ最も優れていると判断された。 以上の理由から上記業者を選定し、会計規定第56 条第４項第１号の規定により、随意契約するものである。	¥4,994,000	0	